



中小企業センター



センターのご案内

主に中小企業に働く勤労者が、文化、教養およびスポーツ、レクリエーション活動等を行うための福利厚生施設です。その他の皆さんにも気軽にご利用いただけます。

申し込み方法

下記利用方法1～3のほか、各地域センター・こみゆにていづらぎ八潮・各文化センター・品川健康センターの窓口でも申し込むことができます。

利用方法	空き状況の確認	抽選申込	抽選後の空き予約	予約状況の確認・取消
1.インターネット	○	○	○	○
受付時間	5:00～23:59（受付開始の初日のみ10:00～23:59）			
※インターネットで施設予約をする場合は、パスワード登録が必要です。 パスワード登録については、各施設にお問い合わせください。				
パソコンからのアクセス https://www.pa-reserve.jp/eap-rjt/rsv_rj/Core_i/init.asp?KLCD=131099				
携帯電話からのアクセス https://www.pa-reserve.jp/eap-rit/rsv_ri/i/im-0.asp?KLCD=131099				
2.窓口	○	○	○	○
受付時間	9:00～20:00			
品川区西品川1-28-3（中小企業センター2階・受付）				
3.電話	○	○	○	○
受付時間	9:00～20:00			

利用者登録

利用者団体（個人）登録は、区内各施設で受け付けていますが、優先団体（個人）の方は、中小企業センターの窓口で登録してください。

※優先団体（個人）とは … 中小企業に働く勤労者および小規模事業主をいいます。

抽選申込

**抽選申込に参加できる方は
優先団体（個人）の方に限ります**

(1) 会議室・講習室・レクリエーションホール・スポーツ室等の施設の申し込み

使用月4か月前の21日から末日までに電話、窓口、インターネットで抽選申し込みができます。

(2) 音楽室の申し込み

① 音楽活動を目的に使用される方は、使用月の4か月前の21日から末日までに電話、窓口、インターネットで抽選申し込みができます。

② 音楽活動以外（ダンス、カラオケ、演劇等）の目的に使用される方は、使用月の2か月前の1日から電話、窓口、インターネットで（**先着受付**）利用予約ができます。

抽選申し込みができる件数は5件までです。

例 1件とは → A会議室を午前
A会議室を午前・午後
A会議室を午前・午後・夜間

同一催し物で同じ時間帯に複数の部屋を利用したい場合は、
中小企業センターへ問い合わせてください。

抽選結果確認

- ① 抽選結果については、抽選日の翌日から電話・窓口・インターネットで確認してください。
抽選日の翌日から7日の間に申し込みされないとキャンセルとなります。
- ② 抽選は、毎月1日(1月のみ4日)に機械で行うため、窓口においでになる必要はありません。

抽選後の空き予約

●優先団体(個人)の方

利用する日の3か月前の2日午前9時(インターネットは10時)から、空いている施設の
予約を先着順で受け付けます。

例 5月分の先着受付⇒2月2日から受付

●その他一般(大企業およびその勤労者、学生等)の方

使用月の2か月前の1日から電話、窓口(ともに午前9時～)、インターネット(10時～)で
利用予約ができます。

支払い方法

予約日の翌日から7日以内に、中小企業センター・各地域センター・こみゆにていふらぎ八潮・
各文化センター・品川健康センターの窓口でお支払いください。

期限内にお支払いが確認できない場合はキャンセルとなりますので、ご注意ください。

中小企業センター 取扱い時間	月曜～土曜日	9:00～20:00
	日曜・祝日	

※ 他施設窓口の取扱い時間は、各施設の利用ガイドをご覧ください。

使用料支払い後の取り消し

使用日の7日前までに使用取り消しの手続きがなされた場合、使用料金の半額(設備使用料
全額)をお返しいたします。利用する施設の窓口にて、使用承認書兼使用料領収書と使用責任者
名の印鑑(スタンプ印は不可)をお持ちください。

ただし、この期限を過ぎてからはお返しできませんのでご注意ください。

利用方法

受付窓口で団体名をお申し出ください。部屋の鍵をお渡します。

使用後は、机、椅子等をもとどおりにし、部屋の鍵を閉め、受付窓口へお返してください。

中小企業センター

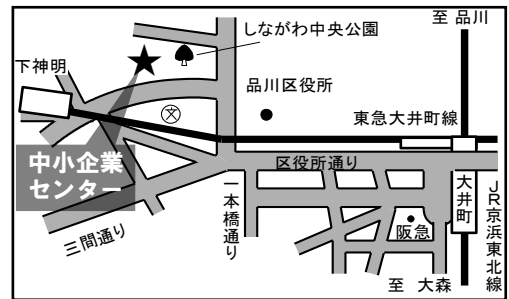
西品川1-28-3

●東急大井町線 下神明駅 徒歩2分

●JR大井町駅 徒歩15分

☎ 3787-3041

FAX 3787-7961



中小企業の振興と中小企業勤労者の福利厚生面の援助を目的に運営しています。会議室などの貸出のほか、各種講座・教室の開催や経営等の相談、事業資金の融資あっ旋などの支援事業を

開館時間	月曜日～土曜日 日曜日・祝日	9:00～21:30	
利用時間区分	午前	午後	夜間
	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30
休館日	年末年始・毎月第4日曜日(保守点検日)		

施設内容と使用料

室名	定員(人)	区民使用料				区外使用料				飲食	喫煙	※利用できる内容	付帯設備
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日				
大会議室	96	3,500	5,000	6,900	15,400	4,200	6,000	8,300	18,500	宴会可	×		金屏風
中会議室	28	2,100	3,100	4,300	9,500	2,500	3,700	5,200	11,400	宴会可	×		
小会議室	24	2,300	3,400	4,700	10,400	2,800	4,100	5,600	12,500	宴会可	×		
レクリエーションホール	168	3,600	5,200	7,100	15,900	4,300	6,200	8,500	19,000	宴会可	×	社交ダンス可	グランドピアノ・テープデッキ
和室1・2	各20	1,000	1,400	2,000	4,400	1,200	1,700	2,400	5,300	昼食・茶等可	×	茶道	茶道具
グループ室(大)	20	1,100	1,600	2,200	4,900	1,300	1,900	2,600	5,800	昼食・茶等可	×	図工室	
サロン室	12	600	900	1,300	2,800	700	1,100	1,600	3,400	昼食・茶等可	×		
大講習室	109	4,000	5,800	8,000	17,800	4,800	7,000	9,600	21,400	昼食・茶等可	×		
中講習室	57	1,900	2,800	3,800	8,500	2,300	3,400	4,600	10,300	昼食・茶等可	×		
小講習室	33	1,400	2,000	2,800	6,200	1,700	2,400	3,400	7,500	昼食・茶等可	×		
音楽室	50	1,800	2,700	3,700	8,200	2,200	3,200	4,400	9,800	茶・菓子可	×	楽器演奏・ダンス可	アップライトピアノ・ステレオ装
暗室	-	300	500	600	1,400	400	600	700	1,700	茶・菓子可	×		
スポーツ室(平日)	-	5,400	7,000	8,700	16,900	6,500	8,400	10,400	20,300	茶・菓子可	×	フットサル・社交ダンス不可	テニス・バスケットボール・バレーボール・バドミントン設備
〃(土日祝)	-	5,900	7,700	9,600	18,600	7,100	9,200	11,500	22,300	茶・菓子可	×		
①スポーツ室 個人利用(一般開放・毎週水曜日夜間) 1人・1回 300円、回数券(10枚綴り) 1,900円													
②練習用トラック 個人利用 1人・1回 200円、回数券(10枚綴り) 1,500円													
ヘルスレーンニング室	-	900	1,200	1,500	3,600	1,100	1,400	1,800	4,300	茶・菓子可	×	ダンス可	
ヘルスレーンニング室 個人利用(日・月・金) 1人・1回 250円、回数券(10枚綴り) 2,000円													
主な備品	放送装置・ビデオデッキ・ビデオモニター・スライド映写機・オーバーヘッドプロジェクター・液晶プロジェクター・ラジカセ 携帯用ワイヤレス放送装置・茶道具等 ※ 詳しくは施設にお問い合わせください。												

注意事項

- (1) 使用時間および定員は厳守してください。使用時間には準備と後片付けの時間が含まれています。
- (2) 営利を目的とした施設の使用、不特定の人を対象にした講演会、講習会等の施設の利用は出来ません。
- (3) 指定された部屋以外での飲食はできません。また喫煙室以外は全館禁煙となります。
- (4) 土瓶・湯呑茶碗・ポットは各階の給湯室に用意してあります。使用後は元の位置にお返してください。(茶葉なし、調理不可)
- (5) 利用者の方が出したゴミ(弁当箱、ダンボール、生花等)はお持ち帰りください。
- (6) 次の場合は事前にセンターの許可を受けてください。
 - ① 特殊器具・道具・電気機器等を持ち込む場合。
 - ② 事前に資料等を送付してくる場合。(貴重品は預かれません。)
 - ③ 施設内でチラシ・ポスター等を掲示する場合。
- (7) その他、他の利用者に迷惑をかける行為、承認書裏面の注意事項を遵守しない方の利用につきましてはお断りします。
- (8) 区内・区外使用料の区分
 - ① 区内使用料を利用できる「区民」とは、区内に住所を有する者または、区内に事業所を有する団体もしくは区に住所を有する者を主たる構成員とする団体を言います。
 - ② 上記以外の利用者は区外使用料となります。